（別添１）

障害者手帳アプリ MIRAIRO ID

MIRAIRO ID
ミライロ ID　検索

ミライロIDで、障害者手帳の確認をスムーズに！
外出する障害者、向き合う企業、全ての方の便利をミライロIDが実現します。

ミライロIDで確認できる項目

① 手帳の種類　② 旅客運賃減額　③ マイナポータル連携の有無

POINT 1
手帳画像をパッと**拡大！**

POINT 2
手帳の**切り替えも簡単！**

手帳の詳細情報の確認方法

左上のメニューマークをタップ

手帳欄の下矢印をタップ

「手帳情報を確認する」をタップ

画面確認の際の注意項目

手帳の種類によって、表示される項目が異なります。画面を確認する際は、ご注意ください。

	身体	精神	療育
旅客運賃減額	第1種／第2種	なし	第1種／第2種
マイナポータル連携	連携済　未連携　申請中	連携済　未連携　申請中	なし （令和4年6月から表示予定）

※手帳画面が光る仕様になっています。　※連携済みのキャラクター（マイナちゃん）はアニメーションになっています。

ミライロID利用～確認の流れ

ユーザーは、以下の手順でミライロIDを利用しています。
事業者の皆さまは、ユーザーが提示する手帳画面をご確認ください。

事前に...

1 アプリをインストール

ミライロID

App Store からダウンロード

Google Play で手に入れよう

2 アプリの指示に従って障害者手帳を撮影

3 ヘルプセンターで必要事項を登録

窓口にて

※事業者の皆さまは下記をご確認ください

4 アプリを起動

5 窓口でホーム画面を提示

6 画面内容を確認

- ミライロIDの登録には、障害者手帳が必要となっています。
- ミライロIDでの確認が難しい場合は、障害者手帳の提示を依頼してください。
- アプリが最新でない場合、正しく表示されない場合があります。
- 本マニュアルは、2021年3月18日時点の内容です。内容は予告なく変更になる場合があります。

Q&A

よくある質問を掲載しています。
こちらからご確認ください。

ミライロID　ヘルプセンター

お問い合わせ

ご質問やご相談は、こちらから
ご連絡ください。

support@mirairo-id.jp

株式会社ミライロでは「障害者」と表記しています。「障がい者」と表記すると、視覚障害のある方が利用するスクリーン・リーダー（コンピュータの画面読み上げソフトウェア）では「さわりがいしゃ」と読み上げられてしまう場合があるためです。「障害は人ではなく環境にある」という考えのもと、漢字の表記のみにとらわれず、社会における「障害」と向き合っていくことを目指します。

ミライロ ID　利用規約

第１章　総則

第１条(規約の適用)

1. ミライロ ID 利用規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社ミライロ(以下「当社」といいます)が運営する障害者手帳アプリ「ミライロ ID」に登録し、同 ID を利用する方(以下「ID 保有者」といい、次条で定義するものとします)に対して適用されます。
2. ミライロ ID は、スマートフォン等の画面に表示された同 ID を提示することにより、障害者手帳保有者の本人確認等に利用することができるものです。ただし、同 ID の提示を本人確認の方法として採用するか否かは、本人確認作業を行う各企業等の判断によるものです。各企業等がミライロ ID の提示により障害者手帳保有者の本人確認を行うことを認めているか否かについては、各 ID 保有者の責任において各企業等における取扱いをご確認の上、ミライロ ID をご利用ください。また、企業等がミライロ ID の提示を本人確認の方法として採用している場合であっても、当該企業等の判断により、ミライロ ID による本人確認が認められない場合があること（携帯電話の電池切れや故障等により画面表示ができない場合等)、また、障害者手帳の提示を求められる場合があること、その他、本人確認のために必要な事項に関する回答を求める等、本人確認のためのご協力を求める場合があることをご了承ください。
3. ミライロ ID は、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」との連携を行っています。ID 保有者はマイナポータルを通じて当社に対し障害者手帳の情報を提供することができますが、企業等の判断により、同手続をとられた方のみを対象とし、ミライロ ID の提示による本人確認を認めている場合があります。各企業の取扱い等については，各 ID 保有者の責任においてご確認ください。
4. 当社は、ID 保有者の許可なくミライロ ID のアプリをアップデートすることがあります。ID 保有者は、ミライロ ID について、常にアップデートされた最新のバージョンを利用することとし、アップデートされていないバージョンを利用することはできません。
5. ID 保有者は、ミライロ ID にログインすることにより、第三者が運営するアプリ等が提供する各種サービスを利用できる場合がありますが、かかるサービスには、これを提供する事業者等が定める利用規約その他の条件が適用されるものとします。
6. 本規約については、ID 保有者の一般の利益に適合するとき、又は、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、ID 保有者の同意なく変更することがあります。この場合、当社は、当社のホームページなどで、ID 保有者に対し、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその適用時期を事前にお知らせいたします。ID 保有者におかれましては、随時当社のホームページをご確認ください。

第２条(ID 保有者)

1. ID 保有者とは、本規約及びミライロ ID プライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といいます）に同意した上で、自己の保有する顔写真付きの障害者手帳をスマートフォン等のカメラ

で撮影したデータをミライロ ID のアプリ上で当社に送信する等の方法により、ミライロ ID の登録に必要な情報を当社に送信した者をいいます（以下、本規約及びプライバシーポリシーへの同意並びに当該情報の送信までの手続きを、「ID 登録」といいます）。なお、顔写真のない障害者手帳については、ID 登録を認めておりません。

2. ID 保有者は、ID 登録手続後、マイナポータルを通じ、マイナンバーカード上の障害者手帳の情報を当社に対し提供することができます。当社は、マイナポータルを通じ情報提供がなされた場合、当該情報と、ID 登録手続によって当社に送信された情報が正しいものか否か等の確認作業を行わせていただきます。

3. 1. の手続を経て登録された内容に不備があった場合において、当社にて不備の補正が可能な場合は当社にて補正を行い、当該 ID 保有者にその旨通知致します。当社にて不備の補正を行うことができない場合（当社に送信された障害者手帳の頁が誤っている等）は、当社から当該 ID 保有者に対し不備内容を通知しますので、当該 ID 保有者にて同通知に基づき、再度登録手続を行ってください。

4. 当社は、ミライロ ID 登録を完了された方であっても、当社にて行う登録内容の確認作業の結果、不正登録の疑いがある方及びその他当社が不相当と判断した方については、直ちにミライロ ID の利用停止及び ID 保有者としての資格剥奪等の措置をとらせていただく場合があります。

第３条（ID 登録及び変更等）

1. 利用者は、ID 登録に際して以下の条件をお守りください。

i. ID 登録の手続は、原則、当該障害者手帳の保有者ご自身によって行っていただくものとし、代理による登録は認めません。ただし、ご自身での手続が困難な場合は、その限りではございません。

ii. ID 保有者は、メールアドレスを登録することにより、当該メールアドレスによりミライロ ID にログインをすることができるようになりますが、登録にあたっては、利用者ご自身の保有するメールアドレスをご使用ください。他人のメールアドレスでのご登録はお断りします。会社や学校、ご家族等、複数の人によってメールアドレスを共用されている場合においては、共用者の総意で ID 登録のために当該メールアドレスを使用することを ID 保有者に認める場合に限り、当該メールアドレスでの ID 登録を認めるものとします。ただし、この場合もミライロ ID にかかるサービスの利用については ID 保有者ご自身に限定するものとします。

iii. 障害者手帳の記載内容が変更となり、障害者手帳の再交付を受けられた場合は、改めて、再交付された障害者手帳の情報に基づいて ID 登録を行ってください。その場合、元の障害者手帳の情報に基づき登録されていたミライロ ID については、速やかに退会手続をとってください。再交付された障害者手帳の情報に基づいた ID 登録をされない場合、直ちにミライロ ID の利用停止及び ID 保有者としての資格剥奪等の措置をとらせていただく場合があります。

iv. メールアドレス等、障害者手帳に記載された事項以外のミライロ ID の登録事項に変更があった場合、ID 保有者は速やかにご登録内容の変更を行ってください。

v. ID 保有者が交付を受けていた障害者手帳につき、交付理由となっていた障害を有しなくなったこと等により、当該障害者手帳を発行元自治体に返還することとなった場合、同障害者手帳の情報に基づき登録されていたミライロ ID については、速やかに退会手続をとってください。ID 保有者において障害者手帳を返還されたにもかかわらず、ミライロ ID の退会手続をとられていな

いことが判明した場合、当社にて、直ちにミライロ ID の利用停止及び ID 保有者としての資格剥奪等の措置をとらせていただくことがあります。

vi. 1 人の利用者による複数のミライロ ID の登録もしくは保有は認めていません。

2. ID 保有者が、自己の ID を他人に貸与し又はその他の方法により他人に利用させることは固く禁じます。
3. ID 保有者は、ミライロ ID にログインする際、ID 登録時に登録した暗証番号を入力するかあるいは指紋認証を行っていただく必要があります。当社は、当該暗証番号の入力又は指紋認証によりログインされた後に行われた行為を、ID 保有者による行為とみなします。万一、暗証番号の盗用又はその他の方法によりミライロ ID が不正使用された場合であっても、当社に帰責事由がない限り、当社は当該行為の責任を負いません。
4. ID 保有者は、ミライロ ID のアプリをダウンロードしたスマートフォン等を紛失された場合は、速やかに当社サポートセンター（問い合わせフォームの URL）へご連絡ください。同連絡を受けた場合、サポートセンターにて、当該 ID の利用停止措置をとらせていただきます。紛失後サポートセンターにて利用停止措置をとるまでの間に第三者によりミライロ ID を不正利用された場合であっても、当社は一切責任を負いません。
5. 当社は、下記の場合、ID 保有者への事前通知を行うことなく登録されたミライロ ID の抹消、登録メールアドレスの削除ならびに ID 保有者の資格剥奪、損害賠償請求等の必要な対応(法的措置を含みますが、これに限りません)を行うことがあります。なお、当該対応の結果、ID 保有者に損害や不利益が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

i. ID 保有者に対する当社からの電子メール等による各種連絡が直近３年間送付できない状態にある場合

ii. 不正に ID 登録手続を行い、ID を取得した場合

iii. ID 保有者が本規約に違反すると当社が判断する場合またはそのおそれがあると当社が判断する場合

iv. 当社がミライロ ID の運営上不適当と判断する行為を ID 保有者が行った場合

第４条（ID 保有者の禁止事項）

1. ID 保有者は、ミライロ ID にかかるサービスを利用するにあたり、以下に該当するまたは該当するおそれがあると当社が判断する行為を行わないものとします。

i. 他の ID 保有者または第三者の財産又はプライバシー等を侵害する行為

ii. 他の ID 保有者または第三者に対する誹謗中傷、迷惑となる行為又は不快感を抱かせる行為

iii. 障害者手帳等の本人確認書類の登録を行う場合において、第三者の本人確認書類の登録を行う、偽造された又は内容虚偽の本人確認書類の登録を行うなど、登録された本人確認書類に表示された者と ID 保有者との間における人格の同一性を偽る一切の行為

iv. 当社のサーバー等のコンピュータに不正にアクセスしたり、有害なコンピュータプログラム、有害なメール等を送信したり、又は書き込んだりする行為

v. 犯罪的行為に結びつく行為

vi. 当社に対する迷惑行為

vii. その他、法律、法令、公序良俗または本規約に違反する行為または違反のおそれのある行為

第５条（当社・ID 保有者の責任）

1. 当社は、ID 保有者によるミライロ ID の利用(本項各号を含みますが、これに限りません)または利用不能により生じる以下の損害(ID 保有者もしくは第三者に生じた精神的苦痛、またはその他の金銭的損失を含む不利益を含みますが、これに限りません)に関して当社に帰責事由がない限り一切の責任を負わないものとします。また、当社が責任を負う場合であっても、当社の責任は直接かつ通常の損害に限られるものとします。
   ⅰ. 当社が相当の安全策を講じたにもかかわらず、ミライロ ID の無断改変、ミライロ ID に関するデータへの不正アクセス、コンピュータウィルスの混入等の不正行為が行われ、これに起因して ID 保有者に生じた損害
   ⅱ. 通信回線や、コンピュータ等の障害によるシステムまたはサービスの中断、遅滞、中止、データ消失、不正アクセスにより ID 保有者に生じた損害
2. 当社は、ID 保有者がミライロ ID を利用した場合に第三者と ID 保有者との間で生じたトラブルについて、当社に帰責事由がない限り一切責任を負わないものとし、ID 保有者は自己の費用と責任で当該トラブルを解決するものとします。
3. ID 保有者の本規約に違反する行為によって、当社または第三者が損害を被った場合、当該 ID 保有者は、自己の責任と費用をもって当該損害の一切を賠償しなければなりません。
4. ID 保有者がミライロ ID にログインすることにより、第三者が提供する各種サービスを利用した場合、かかるサービスに対する責任はこれを提供する事業者等が負うものとし、当社は何ら責任を負うものではありません。

第６条（個人情報の取扱）

1. 当社は、ID 保有者のプライバシーを尊重し、ID 保有者の個人情報の管理に細心の注意を払います。また、別途定めるプライバシーポリシーに従って、当社が取得した ID 保有者の個人情報（「個人情報」の定義は、プライバシーポリシー第 2 条の定義に従います。以下本規約において同様とします）を取り扱うものとします。
2. ID 保有者は、ミライロ ID 登録により、当社が、ID 保有者の身体障害・知的障害・精神障害等にかかる情報及びその他の要配慮情報を取得することを承諾します。
3. ID 保有者は、当社が、ミライロ ID を障害者手帳保有者の本人確認手段として採用する企業、行政機関等に対し、ID 保有者の個人データ及び要配慮個人情報を、提供することを承諾します。

第７条（属性情報・行動履歴の取得及び利用）

1. 当社は、ID 保有者がミライロ ID にログインした上で第三者が運営するアプリ等が提供する各種サービスを利用することにより、当社に提供された年齢や性別、居住地域等の属性情報（組み合わせることによっても個人が特定できないものに限られます）および同各種サービスにおける ID 保有者の行動履歴（アクセスした URL、コンテンツ、参照順等）を取得すること、および当該属性情報・当該行動履歴に基づき作成された統計データについて、法令に基づく範囲で何らの制限なく利用することができることに、ID 保有者は予め承諾します。なお、当社は、法律上の根拠に基づき要求された場合および ID 保有者の同意を得た場合を除き、ID 保有者個人を特定できる情報を第三者に開示しないものとします。

2. 当社は、ID 保有者がミライロ ID にログインした上で前項の各種サービスを利用した場合、個人を特定したうえで、これまでに取得した属性情報および行動履歴を用いて、当該 ID 保有者に対する広告等の配信・表示等を行うことができるものとし、ID 保有者はこれを予め承諾します。

第８条（対象サービスの変更・中断・終了）

1. 当社は、ID 保有者に事前に通知することなく、ミライロ ID にかかるサービスの全部または一部を変更、中断、終了することができるものとします。ただし、当社が同サービスの全部を終了する場合には、ID 保有者に対し、終了日の１ヶ月前までに当社の定める方法で通知するものとします。
2. ミライロ ID にかかるサービスの全部または一部の変更・中断・終了に伴い、ID 保有者に不利益や損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第９条（反社会的勢力の排除）

1. ID 保有者は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。
   i. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団　準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを暴力団員等といいます）
   ii. 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
   iii. 自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を　利用していると認められる関係にある者
   iv. 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者
2. ID 保有者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
   i. 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為
   ii. 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
   iii. その他前各号に準ずる行為
3. ID 保有者は前２項に違反したときは、ミライロ ID の抹消およびミライロ ID にかかるサービスの利用停止を異議なく受け入れるものとします。また、その結果、当該 ID 保有者に損害や不利益が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第１０条（権利義務の譲渡禁止）

1. ID 保有者は、ID 保有者としての地位および当該地位に基づく権利義務を、当社が予め承諾した場合を除き、第三者に譲渡または担保に供してはならないものとします。

第１１条（準拠法および管轄）

1. 本規約は日本法に基づいて解釈され、本規約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、大阪地方裁判所とします。

第２章　ミライロクーポンサービスに関する特則

第１２条(適用対象)

1. 本章は、当社の提供するミライロクーポンサービスに適用されるものとします。本章に定め無き事項は、本規約および別途当社が制定するその他一切の規則が適用されるものとします。

第１３条（ミライロクーポンサービスの内容）

1. ミライロクーポンサービスとは、当社が掲載することを認めた各種商品・サービスの情報（以下「クーポン情報」といいます）を、ミライロ ID における当社が指定する表示枠に掲載し、それに伴い、ＩＤ保有者が、当該商品・サービスの提供を行う企業（以下「掲載企業」といいます）との間において、当該各種商品・サービスを購入あるいは利用するためのクーポン(以下「クーポン」といいます)を発行するサービスをいいます。なお、クーポンの発行は、ミライロＩＤのアプリ画面上におけるクーポンの表示によります。
2. クーポンの内容、クーポンの有効期間、利用条件その他の諸条件は、掲載企業がクーポンにおいて定めるものとし、ＩＤ保有者のうちクーポンを利用する者（以下「クーポン利用者」といいます）はクーポンを受領する都度これらの内容を確認した上で、自らの責任のもと、クーポンを利用することができるものとします。

第１４条（禁止事項）

1. クーポン利用者は、ミライロクーポンサービスを利用するにあたり、以下の行為をしてはならないものとします。
   i. クーポンに関し、第三者に対する譲渡・担保権の設定を行うこと。
   ii. クーポン情報を含む情報を、ミライロクーポンサービスの利用以外の目的で使用すること。
   iii. クーポン情報を含む情報を、外部に転載・複製すること。
   iv. 第三者になりすましてミライロクーポンサービスを利用すること。
   v. 当社又は第三者の権利利益を侵害し、あるいは侵害する恐れのある行為をすること。
   vi. 本規約その他当社が制定する一切のルールに対する違反行為をすること。
   vii. ミライロＩＤの保有者以外の者がミライロクーポンサービスを利用すること。
   viii. その他、当社が不適切と判断する一切の行為

第１５条（本規約の違反に対する対応）

1. 本章を含め、クーポン利用者が本規約の定めに違反した場合には、当社は、当該違反を行ったクーポン利用者に対し、事前の予告なく、下記のいずれかの対応を行うことができるものとします。
   i. 本規約の違反をやめるよう警告をすること
   ii. ミライロクーポンサービスの利用の停止
   iii. ミライロ ID 登録（ミライロＩＤに関する契約関係）の解除
   iv. 違反事実のミライロクーポンサービス内外での開示

2. 当社は、上記の対応を行ったことによりクーポン利用者に生じた損害の発生につき、損害賠償、その他名目および方法を問わず、一切責任を負いません。

第１６条（免責）

1. ミライロクーポンサービスに掲載されたクーポン情報に関し、当社は、クーポン情報の正確性・適法性・合目的性、その商品及びサービスに関する契約不適合がないことを保証するものではありません。
2. ミライロクーポンサービスは、クーポン利用者が掲載企業に対して提示して利用するものであり、クーポンの利用に関してクーポン利用者と掲載企業との間において紛争・トラブルが発生したとしても、当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除いて一切関知せず、クーポン利用者と掲載企業との間において解決するものとします。
3. 商品・サービスに関する契約（売買契約・役務の提供に関する契約等）は、掲載企業及びクーポン利用者との間で成立するものであり、当社とクーポン利用者との間に、売買契約・役務の提供に関する契約等が成立するものではありません。
4. 閉店や営業停止等の掲載企業の側の事情により、クーポンの利用を通じた商品・サービスの提供ができない場合であっても、当社はその責任を一切負わないものとします。

第１７条（ミライロクーポンサービスの停止等）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、ミライロクーポンサービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
   i. ミライロクーポンサービスに係るコンピューター・システムの点検、保守作業を緊急に行う場合
   ii. コンピュータ、通信回線等の障害、過度なアクセス集中、不正アクセス、ハッキング等により、ミライロクーポンサービスの運営ができなくなった場合
   iii. 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力により、ミライロクーポンサービスの運営ができなくなった場合
   iv. その他、当社がミライロクーポンサービスの全部または一部を停止する必要があると判断した場合

（附則）

2019 年 7 月 1 日 制定・施行
2020 年 1 月 8 日 改訂
2020 年 1 月 29 日 改訂
2020 年 2 月 14 日 改訂
2020 年 6 月 17 日 改訂
2021 年 1 月 28 日 改訂
2021 年 3 月 26 日 改訂

（別添２）

報道関係者各位

2020.06.16(火)
株式会社ミライロ

「マイナポータルAPI」の民間活用の第一号になりました
障害者手帳アプリ「ミライロID」がマイナポータルとの連携を開始！
～API連携により、情報の信頼性向上に繋げます～

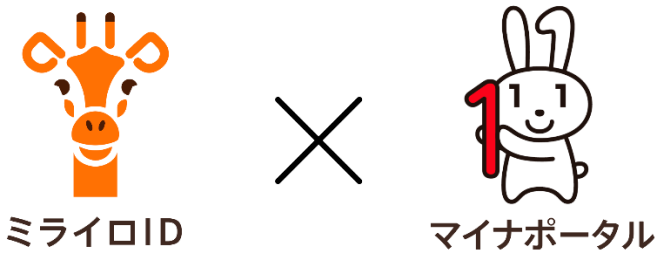

株式会社ミライロ（本社：大阪府大阪市、代表取締役社長：垣内俊哉、以下「ミライロ」）は、運営する障害者手帳アプリ「ミライロID」において、マイナポータルとの連携を開始します。政府は6月17日から「マイナポータルAPI」の提供を開始し、その民間活用の第一号として「ミライロID」と連携します。

■ミライロIDとは

ミライロIDは、2019年7月1日にリリースした障害者手帳アプリです。あらかじめ障害者手帳を登録しておき、ミライロIDが使える施設や窓口でアプリの画面を提示することで、スムーズに障害者割引料金の適用等を受けられます。

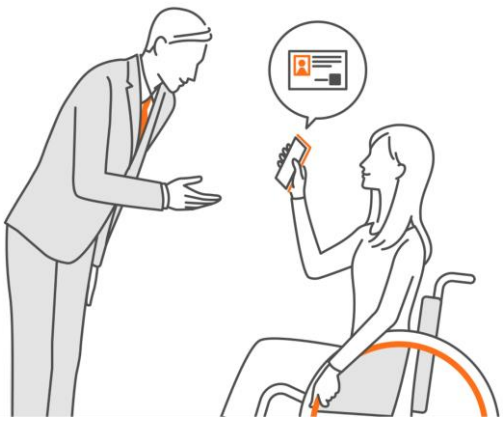

■連携に至った背景

政府が運営するマイナポータルには「行政機関等が保有する自己情報を確認できるサービス」があり、この度、民間サービス等において、国民が、マイナンバーカードでの本人確認及び本人同意を行うことにより、簡単に自己情報の取得が行えるよう機能が拡充され、「マイナポータルAPI」としての提供が開始されました。

今回は、ミライロIDに登録される情報の信頼性向上に繋げるため、マイナポータルとの連携に至りました。

▲ミライロIDのホーム画面

■連携によって期待できること

①情報の信頼性が高まる

現状、ミライロIDには、障害者手帳の情報が登録されています。これからは、ユーザーが希望する場合は、障害者手帳に記載されている情報に加え、マイナポータルAPIから取得した情報も、ミライロIDに登録することが可能となります。

※今回の対象となる障害者手帳は、身体障害者手帳および精神障害者保健福祉手帳です。

②協力事業者の拡大が期待できる

API連携によって情報の信頼性が高まることから、障害者手帳の代替手段としてミライロIDに対応する協力事業者の拡大が期待できます。現在、ミライロIDは450の事業者で導入されており、駅やレジャー施設等3,500箇所、バスやタクシー等45,000台で利用可能です。今後、マイナポータルAPIをはじめとした外部サービスとの連携によって、さらなる利便性の向上を目指します。

③政府の取り組みに協力します

本連携を通して、マイナポータル・マイナンバー制度が実現する利便性の高い公平・公正な社会基盤の構築にも貢献します。

＜本プレスリリースに関するお問合せ＞
株式会社ミライロ　広報部　神保
【Mail】press@mirairo.co.jp
※新型コロナウイルスの影響を受け、在宅勤務中のため、まずは一度メールでご連絡ください。こちらから折り返しさせていただきます。

以下、補足説明

－－

■「ミライロID」について

障害者手帳を所有している方を対象としたスマートフォン向けアプリ。ユーザーは、障害者手帳の情報、福祉機器の仕様、求めるサポートの内容などを「ミライロID」に登録。公共機関や商業施設において、ユーザーが「ミライロID」を提示することで、障害者割引や、必要なサポートをスムーズに受けられる。

＜詳細＞
【HP】https://mirairo-id.jp/
【リリース日】　2019年7月1日
【ユーザー数】　約1万人（2020年5月末時点）
【参画する事業者の数】　約450事業者（2020年5月末時点）
- ミライロIDが利用できる、駅やレジャー施設等の数　約3,500箇所
- ミライロIDが利用できる、バスやタクシー等の数　約45,000台

※ミライロIDの使える場所は、こちら（https://mirairo-id.jp/place/）

■「マイナポータルAPI」について

内閣府がマイナポータルで提供する「行政機関等が保有する自己情報(所得、世帯など)等の機能」をWebサービス提供者が利用できるよう開発、提供するAPI

ミライロID 自己情報取得APIにおける提供データフロー

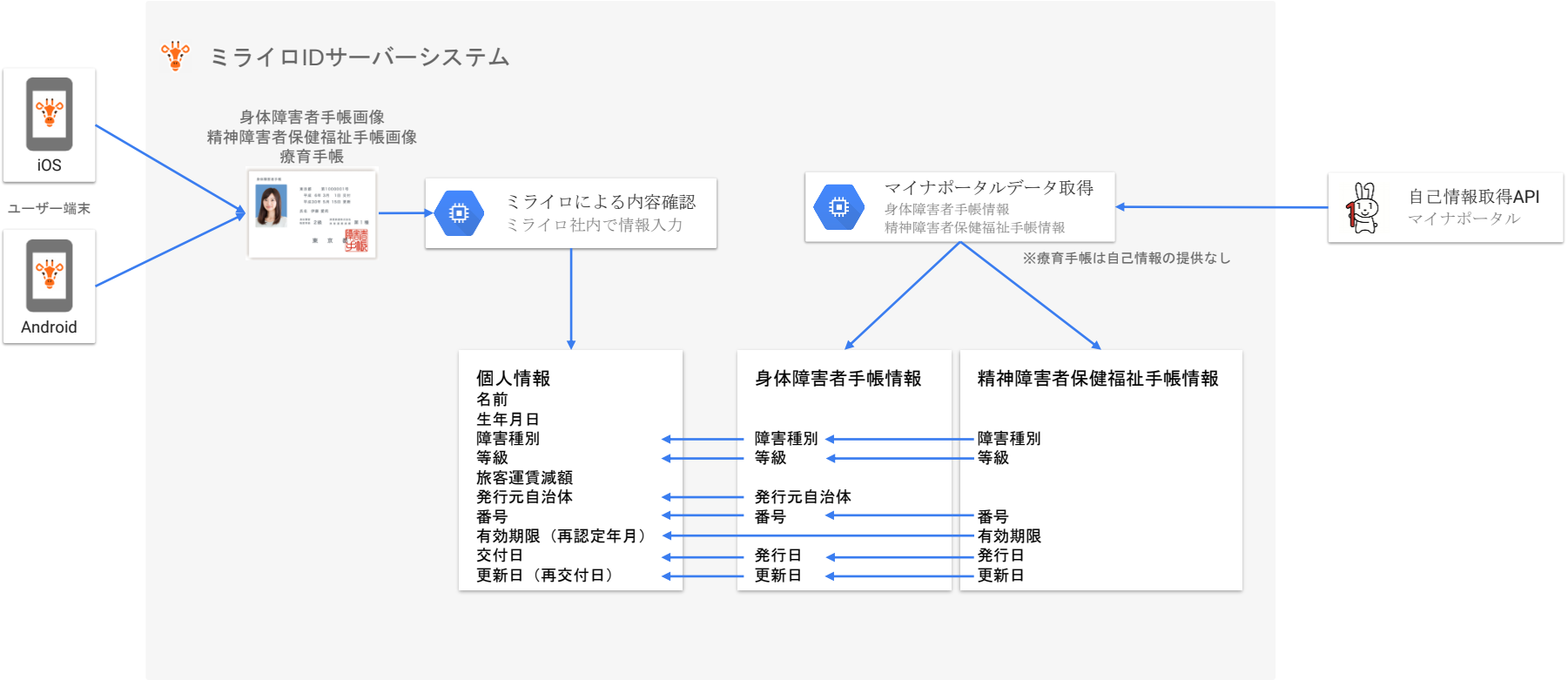

Copyright © Mirairo Inc. All Rights Reserved.

ミライロIDマイナポータルとのデータ連携全体図

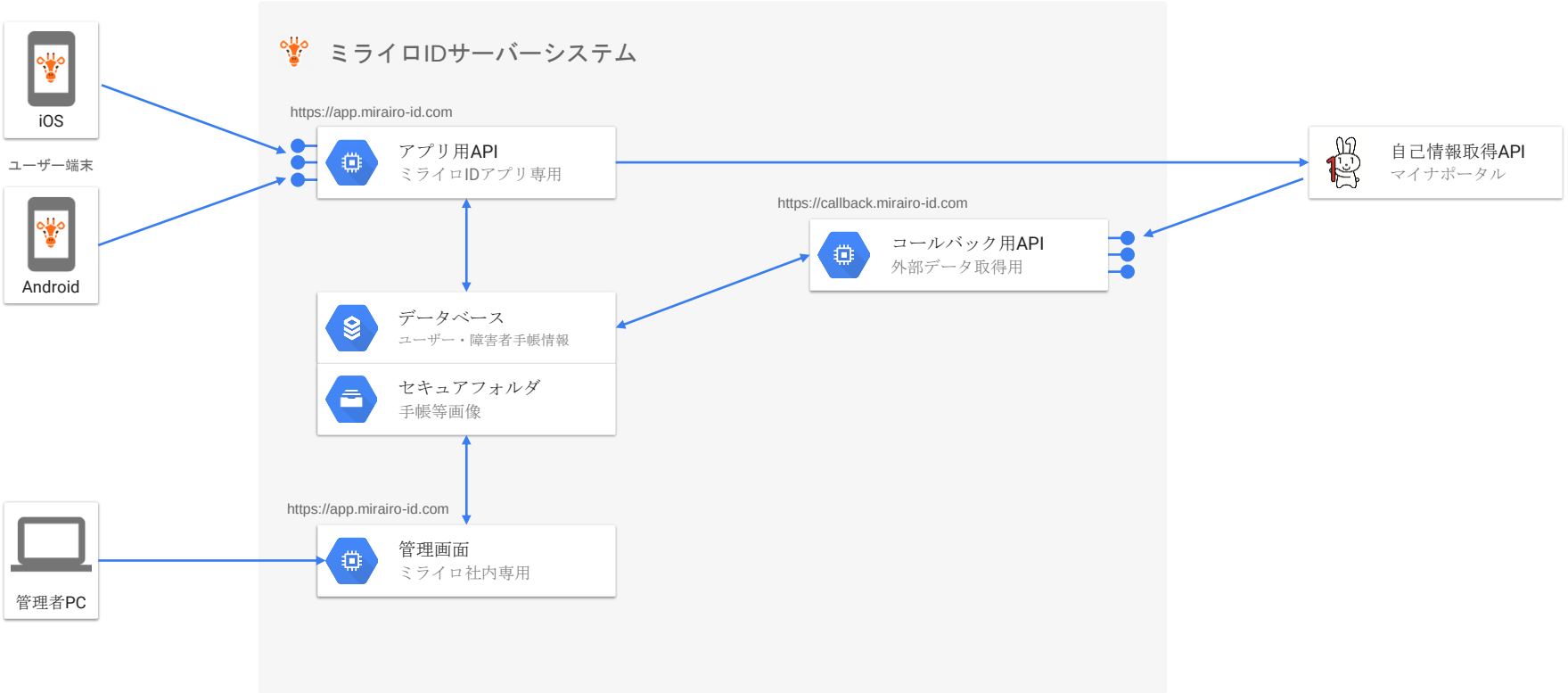

Copyright © Mirairo Inc. All Rights Reserved.

（別添４）

マイナポータルの自己情報取得APIの仕組み

○ マイナポータルでは、利用者が、民間や自治体等が提供するウェブサイトで、本人が同意した上で、行政機関等が保有する自分の情報を簡単に登録できるよう、システム間で連携する機能を提供しています。

※令和元年11月に、自治体・民間事業者に連携のためのシステム仕様を公開。API連携の受付開始。
※令和２年６月に、ミライロの障害者手帳アプリとの連携を開始。

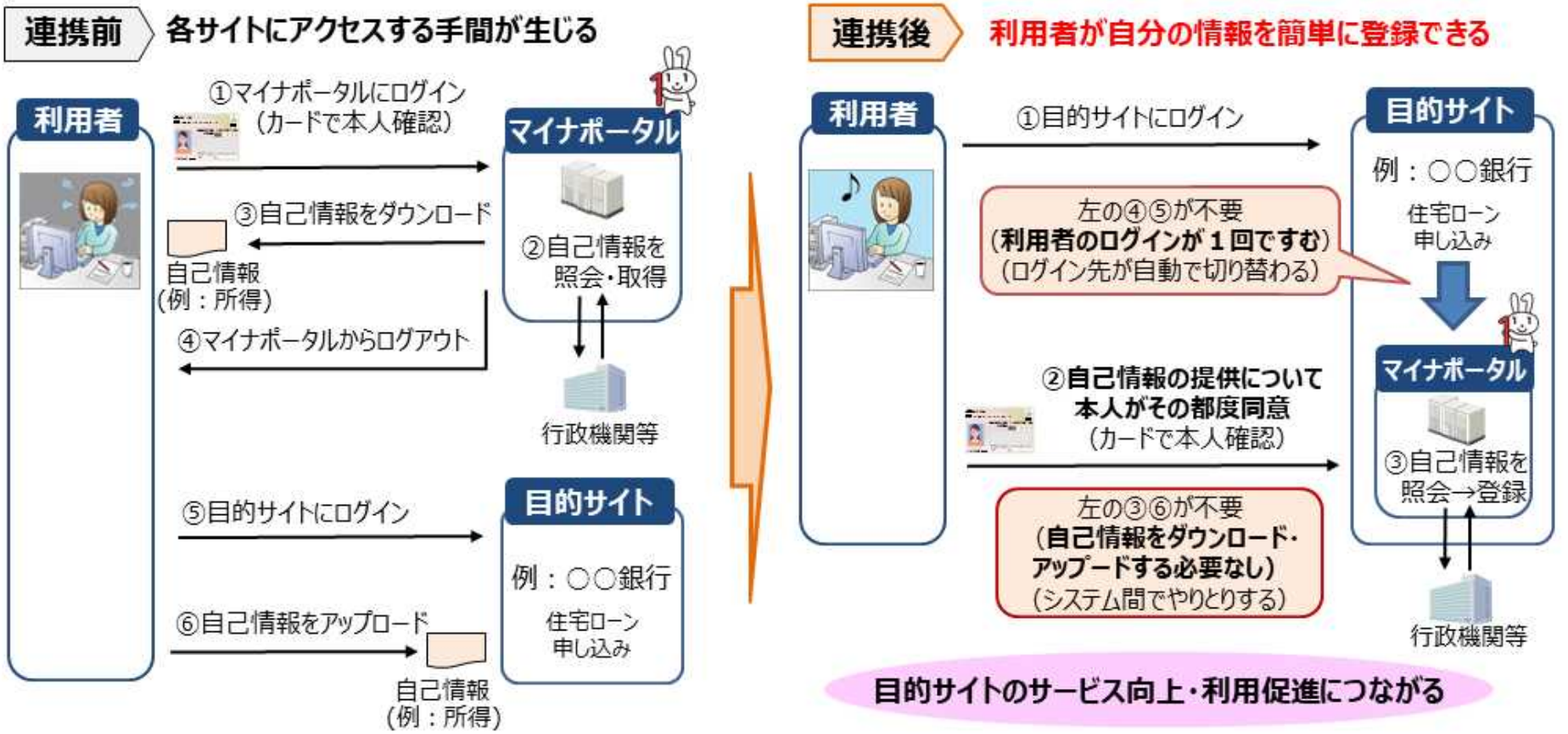

※API(ｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ・ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ・ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ) により、外部のウェブサービスのシステムからマイナポータルにアクセスして、その機能を活用できるように連携

出典：マイナポータル関連HP（https://myna.go.jp/html/api/index.html ）

マイナポータル自己情報取得 API

利用ガイドライン

1.2 版

令和 3 年 3 月 19 日

内閣府大臣官房番号制度担当室

改版履歴

項番	版数	改訂日	変更箇所	変更内容
1	1.0	R1/11/5	(新規)	-
2	1.1	R3/3/9	挿絵等 表 2.5-3	説明の挿絵を一部変更 稼働時間変更
3	1.2	R3/3/19	リンク先 手続フロー等	マイナポータル API サイトへのリンク API 利用開始後の手続きフロー　等

目次

1. はじめに..... 1
1.1. ガイドラインの目的..... 1
1.2. ガイドラインの対象者..... 1
1.3. マイナポータルとは..... 1
1.4. マイナポータルの API 提供とは..... 3
1.5. 「自己情報取得 API」とは 4
2. API 利用のメリット・概要 5
2.1. 概要..... 5
2.2. 想定されるユースケース..... 5
2.3. 画面変遷のイメージ..... 6
2.4. 取得できる情報..... 9
2.5. 即時取得できる曜日・時間..... 10
2.6. 自己情報の照会方法..... 12
2.7. Web サービス利用者が用意すべきもの 12
3. 自己情報取得 API を利用するための要件..... 13
3.1. 主体要件..... 13
3.2. セキュリティ要件..... 13
4. 自己情報取得 API を利用するための手続..... 14
4.1. 利用開始までのスケジュール..... 14
4.1.1. フェーズ１：利用検討（A-1～A-5） 14
4.1.2. フェーズ２：利用準備..... 15
5. 自己情報取得 API 利用開始後の手続..... 18
5.1. 利用内容を変更したいとき..... 18
5.2. 利用を停止したいとき..... 20
5.3. 利用を再開したいとき..... 20
5.4. 利用を終了したいとき..... 20
6. よくあるご質問（Q&A）..... 21

図表目次

図 1.3-1 マイナポータルが提供するサービス 2
図 1.4-1 マイナポータルの API 提供とは 3
図 1.5-1 「自己情報取得 API」とは..... 4
図 2.1-1 自己情報取得 API の概要 5
図 2.2-1 想定されるユースケース 6
図 2.3-1 画面変遷のイメージ（１／６） 6
図 2.3-2 画面変遷のイメージ（２／６） 7
図 2.3-3 画面変遷のイメージ（３／６） 7
図 2.3-4 画面変遷のイメージ（４／６） 8
図 2.3-5 画面変遷のイメージ（５／６） 8
図 2.3-6 画面変遷のイメージ（６／６） 9
図 4.1-1 利用開始までのスケジュール（フェーズ１：利用検討） 14
図 4.1-2 利用開始までのスケジュール（フェーズ２：利用準備／開発） 15
図 4.1-3 利用開始までのスケジュール（フェーズ２：利用準備／接続試験） . 16
図 4.1-4 利用開始までのスケジュール（フェーズ２：利用準備／本番準備） . 17
図 5.1-1 利用開始後のスケジュール（利用内容を変更したいとき） 19
図 5.2-1 利用開始後のスケジュール（利用を一時停止したいとき） 20
図 5.3-1 利用開始後のスケジュール（利用を再開したいとき） 20
図 5.4-1 利用開始後のスケジュール（利用を終了したいとき） 20

1. はじめに

1.1. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、マイナポータルの API（※１）の一つである「自己情報取得 API」の利用のメリット・概要、要件、手続等について、自己情報取得 API の利用を検討する民間事業者や行政機関等の Web サービス提供者に対し、わかりやすく解説することを目的としています。

1.2. ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、以下の対象者が利用することを想定しています。

・自己情報取得 API の利用を検討する Web サービス提供者
  ・民間事業者
  ・行政機関等
    ・国の機関
    ・地方公共団体
    ・その他

1.3. マイナポータルとは

マイナポータルは、政府（内閣府）が運営する Web サービスです。国民一人ひとりのポータルサイトとして、様々なサービスを提供しています。平成 29 年 7 月に試行運用を、同年 11 月に本格運用を開始しました。

（※１）マイナポータルの API：API とは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルにおいて API を作成・公開し、外部の Web サービスのシステムがこれを利用してオンライン接続することで、外部の Web サービスはマイナポータルの機能を活用したサービスの提供が可能となる。

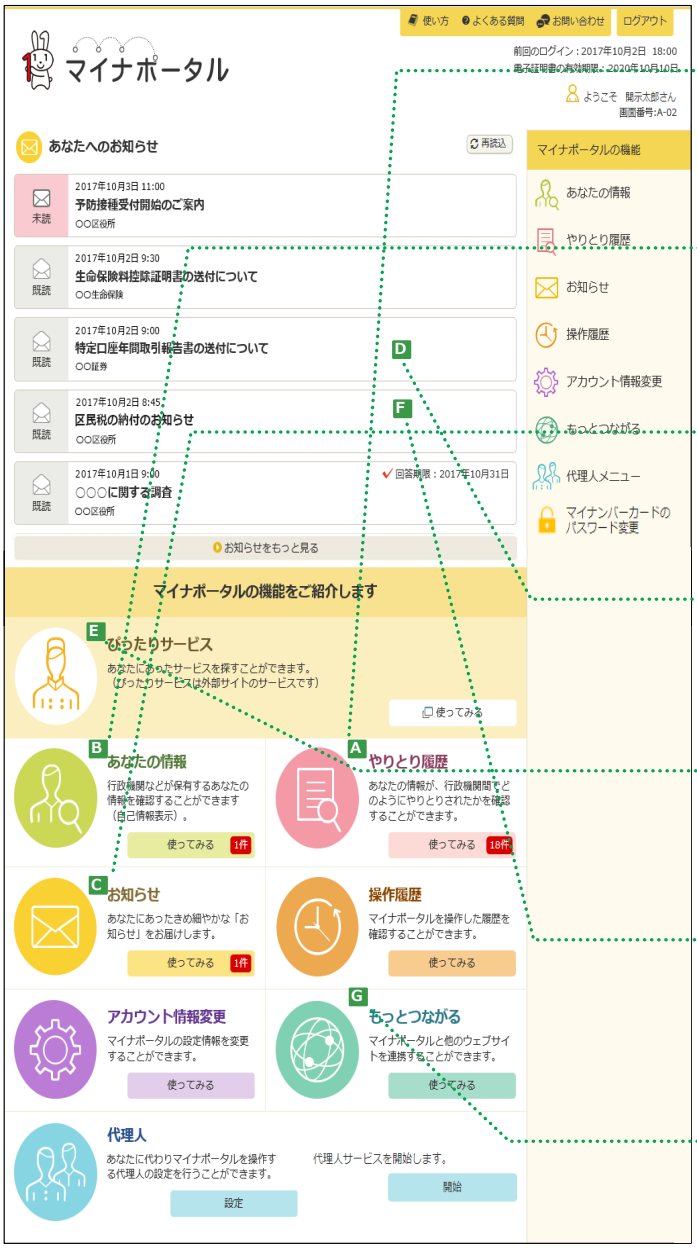

A 情報提供等記録表示（やりとり履歴）

あなたの個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

B 自己情報表示（あなたの情報）

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

D 民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

E サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）

子育てなどに関するサービスの検索やオンライン申請（子育てワンストップサービス等）ができます。

F 公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済が可能となります。

G もっとつながる（外部サイト連携）

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能となります。

図 1.3-1 マイナポータルが提供するサービス

1.4. マイナポータルの API 提供とは

マイナポータルは、Web 画面を通じて国民にサービスを提供するのみならず、順次、API を作成・公開することにより、民間事業者や行政機関等など、様々な Web サービス提供者と接続し、オンラインで、様々なサービスを提供していくこととしています。

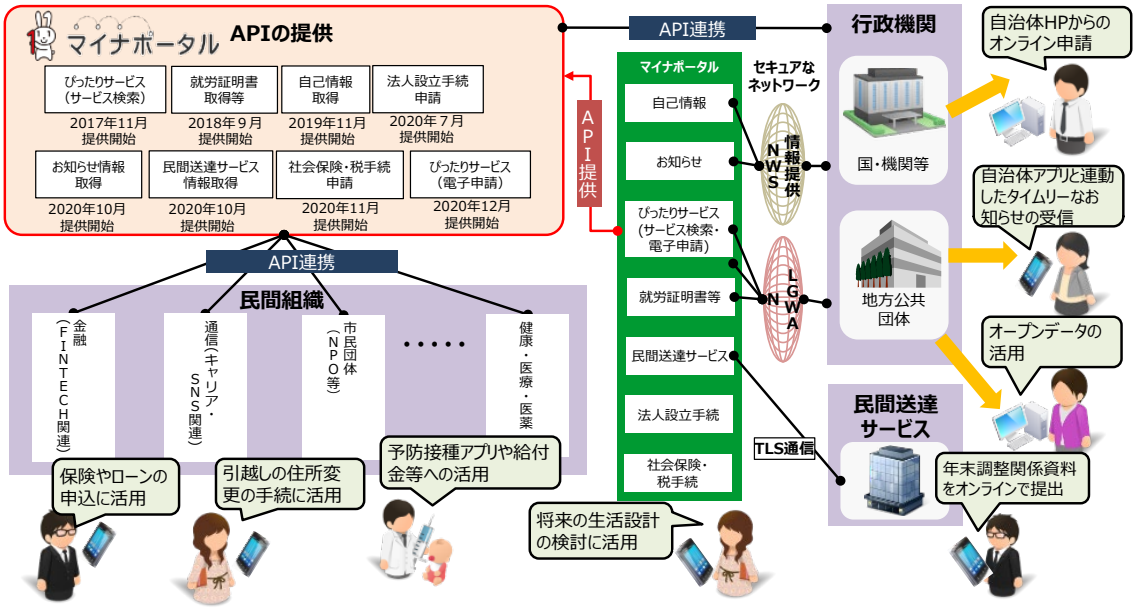

図 1.4-1 マイナポータルの API 提供とは

1.5. 「自己情報取得 API」とは

マイナポータルのサービスの一つに、「行政機関等が保有する自己情報（所得、世帯など）を確認できるサービス」があります。「自己情報取得 API」は、国民が自己情報の確認のみならず、提供まで行えるよう機能を拡充し、当該機能をシステム間連携により Web サービス提供者が利用できるようマイナポータルの API の一つとして作成・公開するものです。

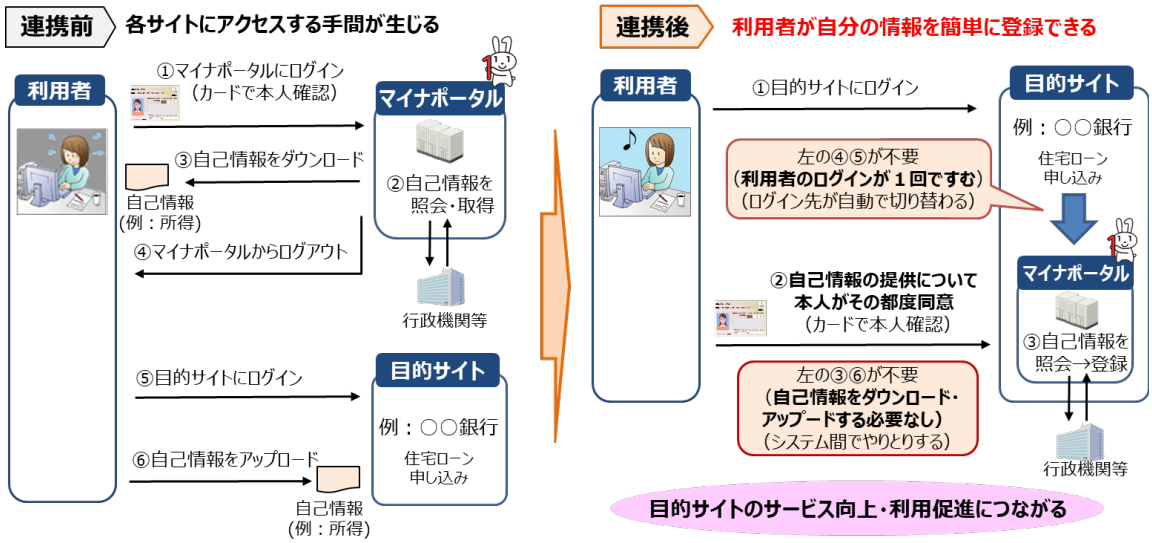

図 1.5-1 「自己情報取得 API」とは

2. API 利用のメリット・概要

2.1. 概要

民間事業者や国・地方公共団体など、様々な Web サービス提供者は、自己情報取得 API を活用しマイナポータルと連携することにより、自らの Web サービス利用者の自己情報を、安全かつスピーディに取得し、そのサービスにおいて活用することが可能となります。

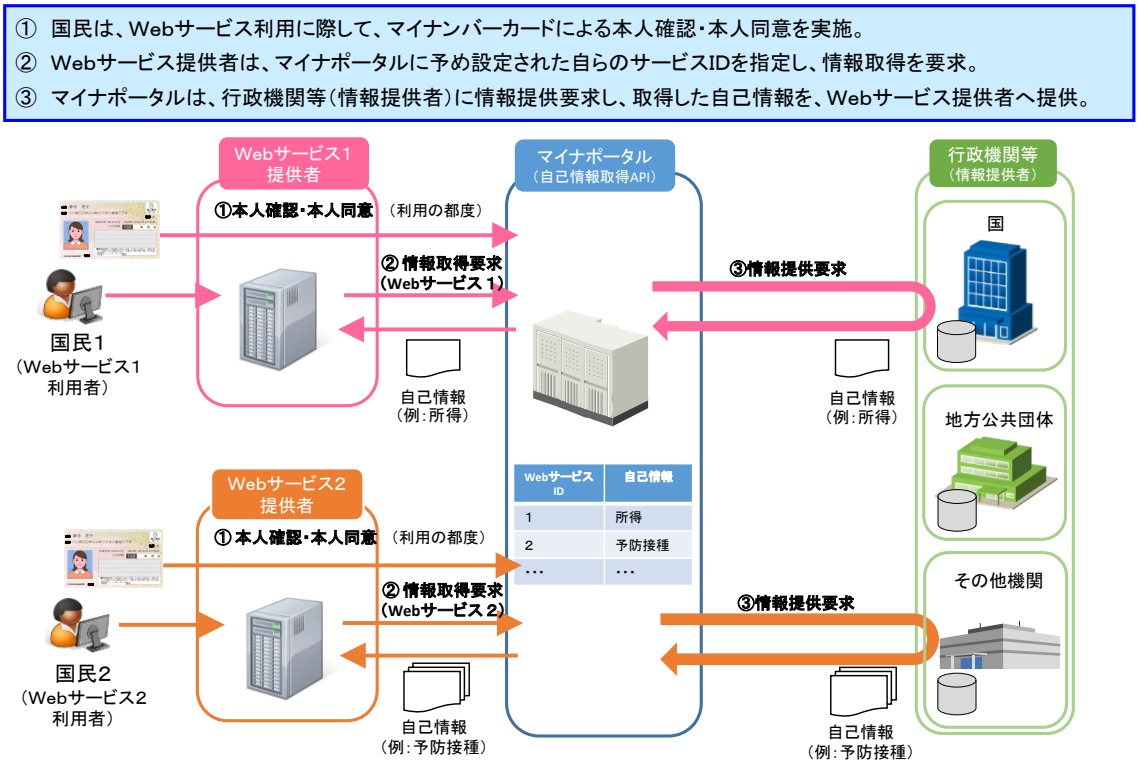

図 2.1-1 自己情報取得 API の概要

2.2. 想定されるユースケース

例えば、銀行等の民間事業者が、ローン等の審査の際に必要な所得情報をオンラインで即時に取得することで、ローンの審査をスムーズに進めることが可能となります。

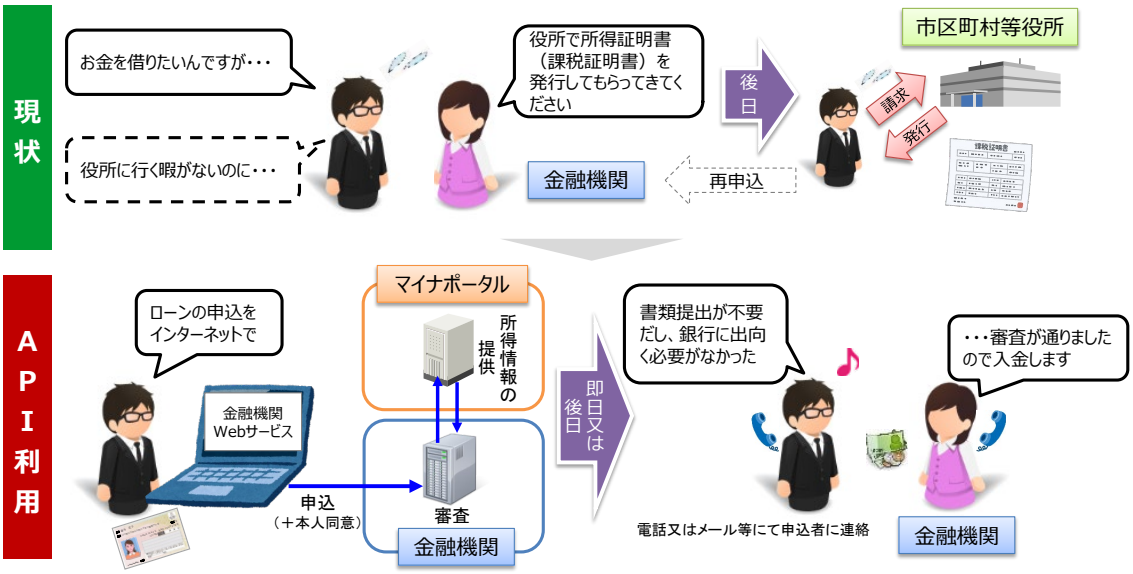

図 2.2-1 想定されるユースケース

2.3. 画面変遷のイメージ

2.2 で示したユースケースについて、画面変遷のイメージを示します。

① 民間事業者の Web サイトの利用者は、トップ画面において、住宅ローン申請を選択します。

図 2.3-1 画面変遷のイメージ（１／６）

② 利用者は、申請情報を入力する過程において、「マイナポータルから所得情報を取得する」ボタンを押下します。

図 2.3-2 画面変遷のイメージ（２／６）

③ 画面がマイナポータルに切り替わり、マイナポータルから所得情報を民間事業者に提供してよいか、利用者に確認します。

図 2.3-3 画面変遷のイメージ（３／６）

④ マイナポータルの画面において、マイナンバーカードを利用し、利用者本人であることを確認します。

図 2.3-4 画面変遷のイメージ（４／６）

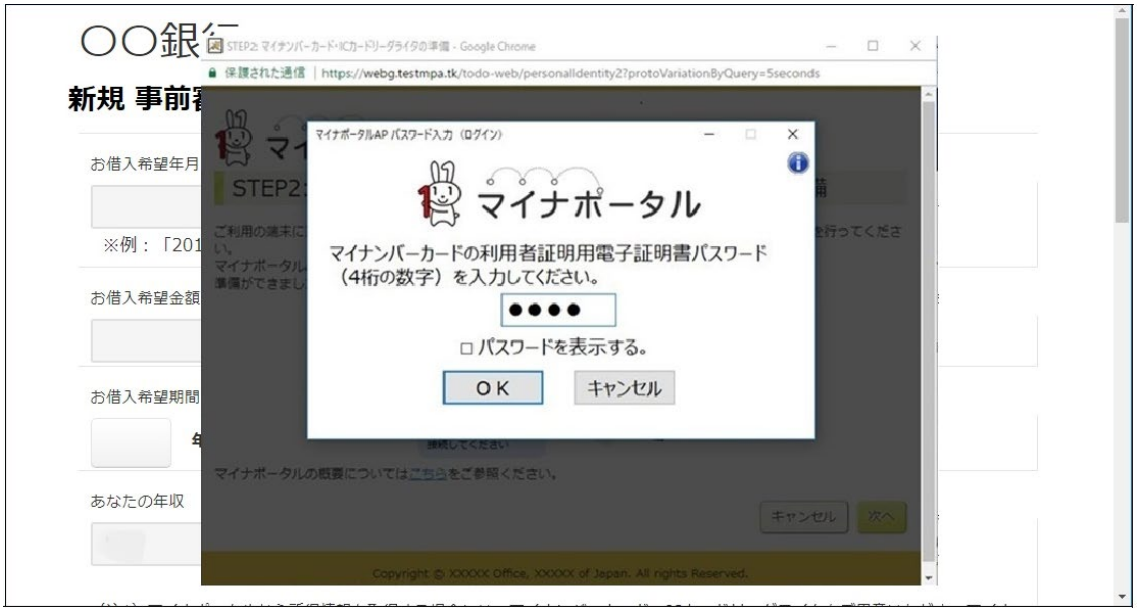

図 2.3-5 画面変遷のイメージ（５／６）

⑤ 画面が民間事業者の Web サイトに切り替わります。マイナポータルから取得した情報が申請情報の入力画面に入力されていることを確認できます（※２）。

図 2.3-6 画面変遷のイメージ（６／６）

2.4. 取得できる情報

自己情報取得 API を利用して Web サービス提供者が取得可能な情報は、マイナポータルのサービスの一つである「行政機関等が保有する自己情報を確認できるサービス」で確認できる「自己情報」です。

詳細はマイナポータル API サイトを参照してください。

https://myna.go.jp/html/api/selfinfo/infolist.html

（※２）Web サービスの一連の画面変遷は、Web サービス利用者が、マイナポータルから自己情報を取得すること及びその内容を容易に認識でき、かつ、認識した結果として取得の中断を選択することも可能であることが重要です。

2.5. 即時取得できる曜日・時間

自己情報取得は、Web サービス提供者が自己情報を即時取得するためには、マイナポータルだけでなく、情報提供ネットワークシステム、自己情報を保有する行政機関等のサーバなど、関係システムがすべて稼働している必要があります。（※３）

表 2.5-1 マイナポータルの運用日・時間

No.	サーバの運用日・時間
1	24 時間 365 日

表 2.5-2 情報提供ネットワークシステムの運用日・時間

No.	サーバの運用日・時間	備考
1	24 時間 365 日	原則第 3 土曜日に計画停止

表 2.5-3 中間サーバ（自己情報を保有するサーバ）の運用日・時間

No.	中間サーバ	サーバの運用日・時間	備考
1	自治体中間サーバ	8 時～21 時（平日） 8 時～17 時（土日祝日）	原則第 3 土曜日に計画停止
2	地方公務員災害補償基金中間サーバ	8 時～21 時	原則 6 月・12 月のいずれかの週の土日にかけて計画停止
3	職業安定局（ハローワーク）中間サーバ	7 時～22 時	
4	医療保険者等向け中間サーバ	8 時～21 時 （土日祝日を除く）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合機関（オンライン資格確認等用）は毎日 3～6 時に停止
5	地共済(長期)中間サーバ	8 時～24 時（平日） 8 時～21 時（土日祝日）	
6	国共済(長期)中間サーバ	8 時～21 時	原則第 2 金曜日夜間に計画停止
7	日本私立学校振興・共済事業団(長期)中間サーバ	8 時～21 時 （土日祝日を除く）	原則最終土曜日に計画停止
8	労働基準局中間サーバ	8 時～21 時 （土日祝日を除く）	
9	日本年金機構中間サーバ	8 時～21 時 （土日祝日を除く）	

（※３）即時取得できない場合の画面遷移については、Web サービス提供者において用意いただくことが必要になると想定しています。

表 2.5-4 自己情報と中間サーバの対比表

No.	分野名	分野詳細名	情報を保有するサーバ
1	世帯	世帯	自治体中間サーバ
2	税	地方税	自治体中間サーバ
3	社会保障（健康・医療）	医療保険	医療保険者等向け中間サーバ
4			自治体中間サーバ
5		予防接種	自治体中間サーバ
6		健康・医療その他	医療保険者等向け中間サーバ
7			自治体中間サーバ
8			地方公務員災害補償基金中間サーバ
9	社会保障（子ども・子育て）	子ども・子育て支援	自治体中間サーバ
10		母子家庭等関係	自治体中間サーバ
11		母子保健	自治体中間サーバ
12		教育・就学支援	自治体中間サーバ
13		子ども・子育て その他	自治体中間サーバ
14	社会保障（福祉・介護）	障害保健福祉	自治体中間サーバ
15		生活保護・福祉一般	自治体中間サーバ
16			日本年金機構中間サーバ
17		中国残留邦人等支援	自治体中間サーバ
18		介護・高齢者福祉	自治体中間サーバ
19	社会保険（雇用・労働）	雇用	職業安定局（ハローワーク）中間サーバ
20		労災補償	労働基準局中間サーバ
21			地方公務員災害補償基金中間サーバ
22	社会保険（年金）	年金・日本年金機構関係	日本年金機構中間サーバ
23			自治体中間サーバ
24			地方公務員災害補償基金中間サーバ
25			地共済（長期）中間サーバ
26			国共済（長期）中間サーバ
27			日本私立学校振興・共済事業団（長期）中間サーバ

2.6. 自己情報の照会方法

自己情報取得 API を利用する Web サービス提供者が、自己情報を取得する際に設定可能な照会方法は、次の２つの方法があります。

直近の所得額や現在の資格の有無など、最新の自己情報を取得したい場合には、「１時点指定」の照会方法により、現在の年月日を指定します。また、最新でない（過去の）自己情報を取得したい場合には、当該過去の年月日を指定します。

また、直近３か月の支給額や予防接種の実施歴など、一定期間の自己情報をすべて取得したい場合には、「２範囲指定」の照会方法により、当該一定期間を指定します。

表 2.6-1 自己情報の照会方法

項番	用語	説明
1	時点指定	指定された時点における自己情報を照会する。
2	範囲指定	一定期間の自己情報を照会する。

2.7. Web サービス利用者が用意すべきもの

Web サービス利用者は、マイナポータルにアクセスし、マイナンバーカードにより電子利用者証明を行うことが必要です。そのために、以下を用意することが必要です。（※４）

・パソコン又はマイナンバーカードが読み取れるスマートフォン
　※インターネットに接続できるもの
・パソコンの場合、マイナンバーカードが読み取れるカードリーダ

（※４）詳細は、https://img.myna.go.jp/html/dousakankyou.html をご覧下さい。

3. 自己情報取得 API を利用するための要件

自己情報取得 API を利用し、行政機関等から自己情報を取得するためには、次の要件を満たす必要があります。

3.1. 主体要件

自己情報取得 API を利用する Web サービス提供者は、以下の要件を満たす必要があります。

・役員若しくは担当部署責任者のうちに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者がないこと。（※５）

3.2. セキュリティ要件

Web サービス提供者は、以下の要件を満たす必要があります。

・取得しようとする自己情報について、本人同意を得た期間に限り保持し、及び本人同意を得た目的に限り利用し、並びにその機密性を維持すること。（※６）

・別途、内閣府大臣官房番号制度担当室が定める情報セキュリティ要求事項を遵守すること。（※７）

（※５）利用規約３条２項１号。

（※６）利用規約３条２項２号。

（※７）利用規約３条２項３号。個別的要求事項として、インターフェイス仕様書において、マイナポータルとの通信について相互認証及び暗号化を行うこと等を定めるとともに、一般的要求事項として、情報セキュリティ対策に対する組織的な取り組み等を定めている。

4. 自己情報取得 API を利用するための手続

自己情報取得 API を利用しようとする Web サービス提供者の手続は、次のとおりです。

4.1. 利用開始までのスケジュール

4.1.1. フェーズ１：利用検討（A-1～A-5）

はじめに、ガイドラインを参照し、API の利用について、事業者内で検討して下さい。なお、必要に応じ随時、マイナポータル API サイトから、問合せフォームにて、疑問点をお問い合わせ下さい。利用の意思及び内容が概ね固まったら、「利用企画書」及び「利用条件確認書」を作成し、問合せフォームにて、事前打合せを申し込んで下さい。

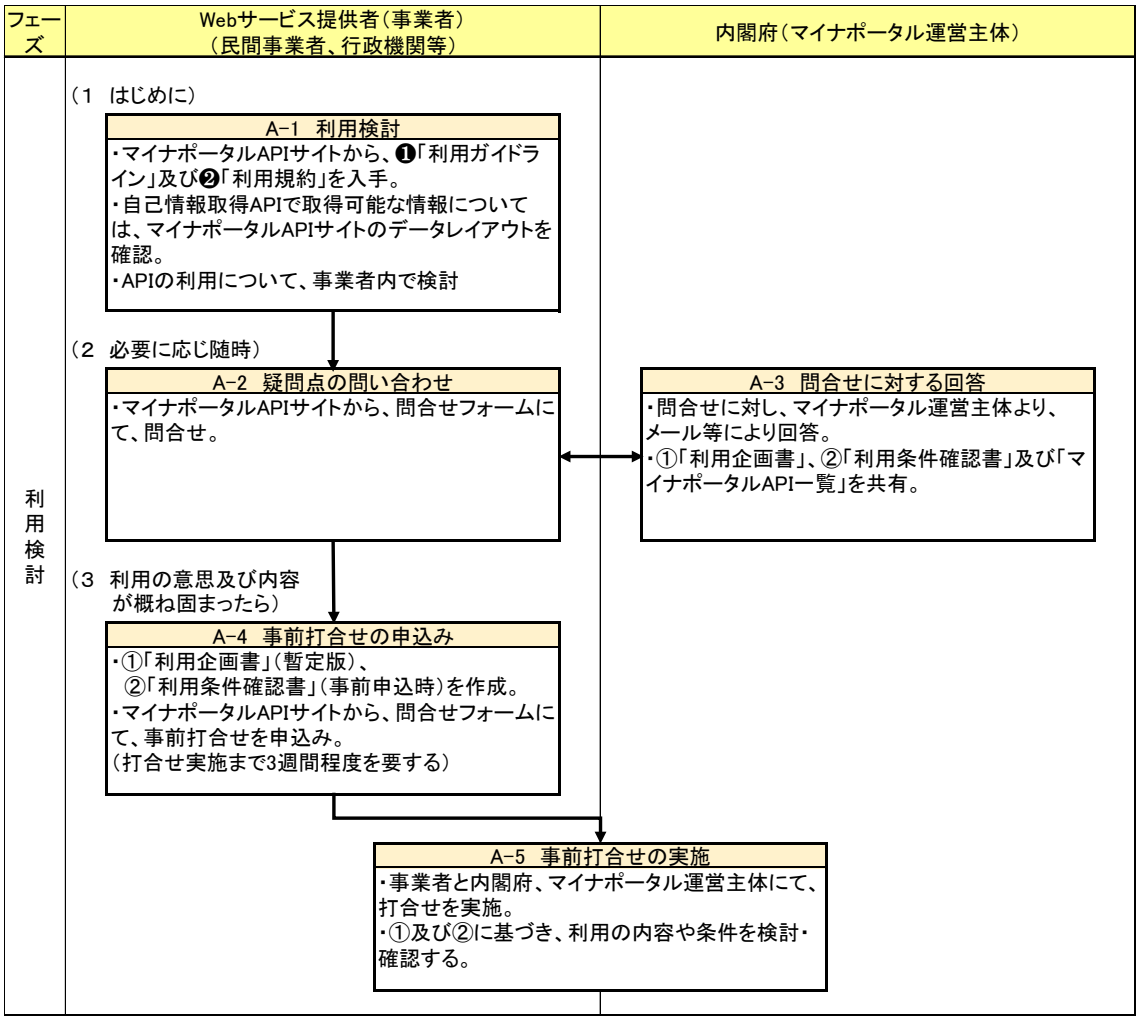

図 4.1-1 利用開始までのスケジュール（フェーズ１：利用検討）

4.1.2. フェーズ２：利用準備

(1)　開発（A-6～A-10）

企画書の内容について合意後、開示申請に基づき、仕様書等を提供しますので、必要な開発を行って下さい。

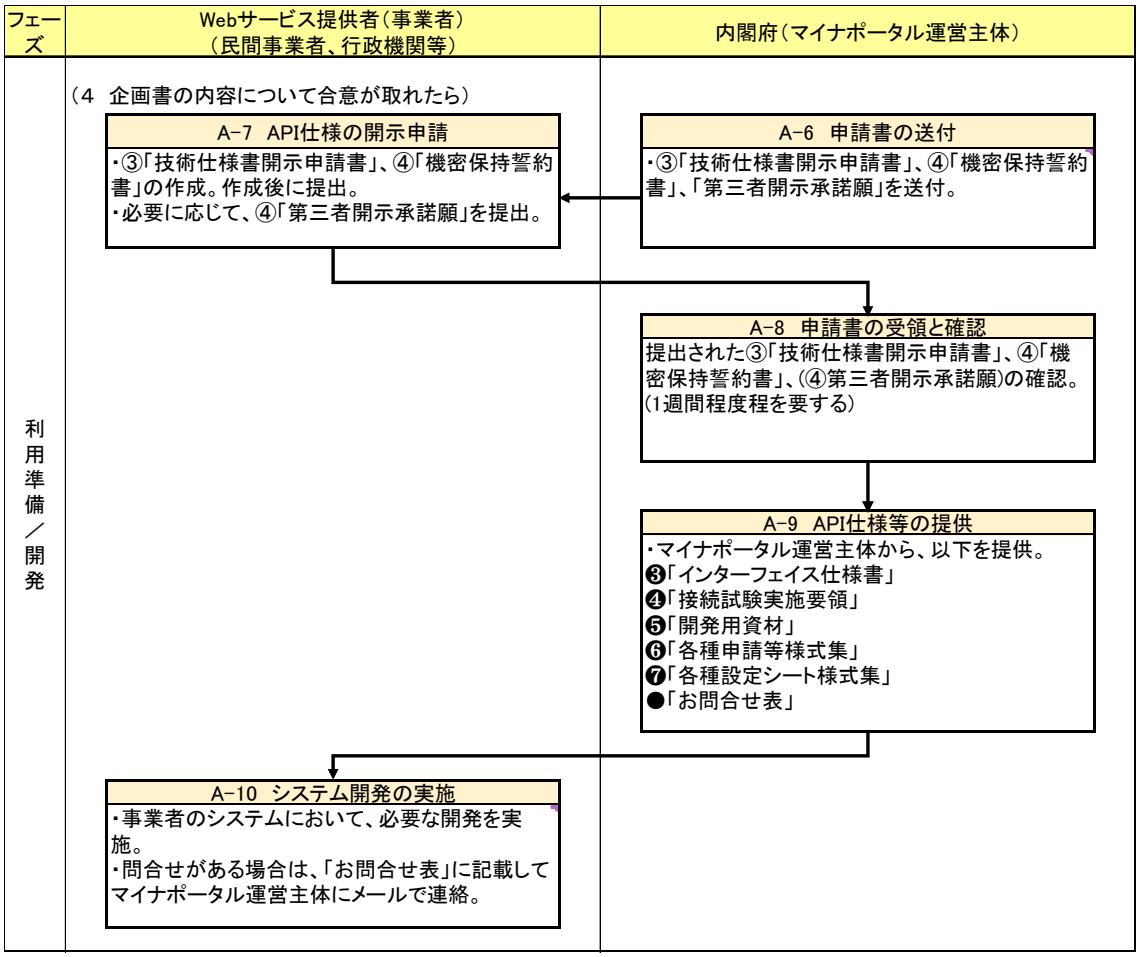

図 4.1-2 利用開始までのスケジュール（フェーズ２：利用準備／開発）

(2)　接続試験（A-10～A-16）

接続試験の準備ができましたら、接続確認環境の利用申請に基づき、資材等を提供しますので、必要な試験を行って下さい。

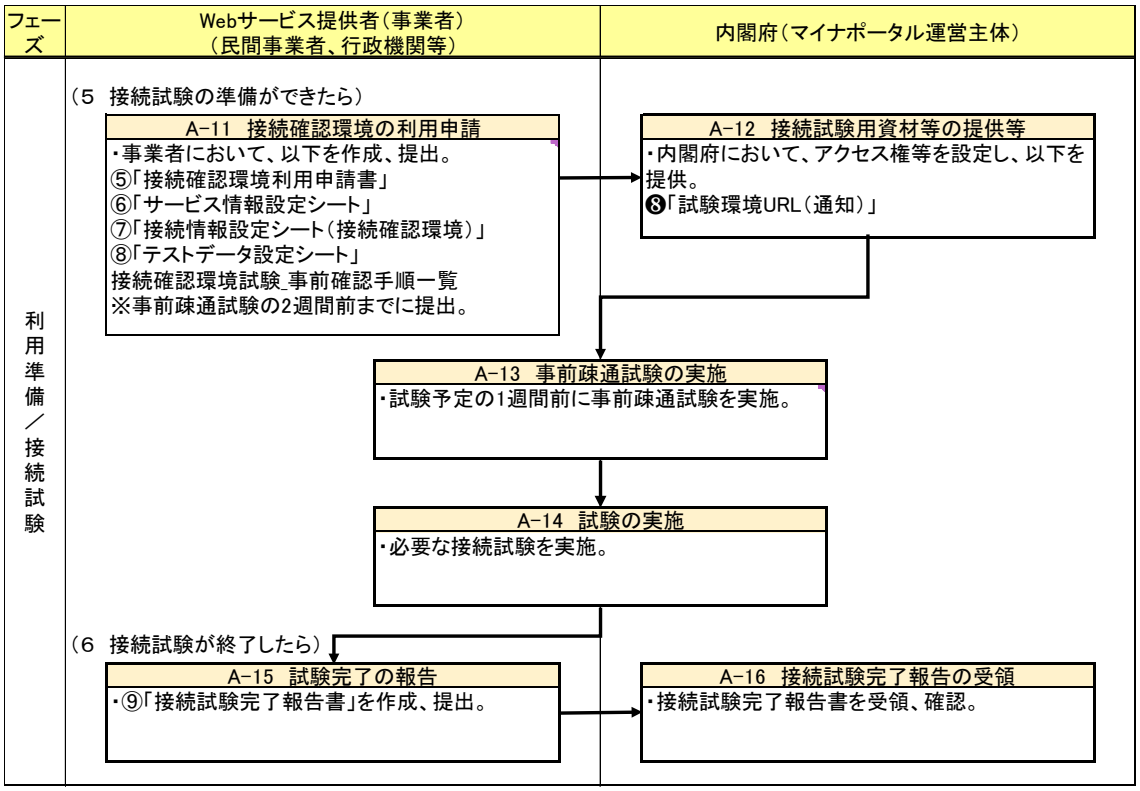

図 4.1-3 利用開始までのスケジュール（フェーズ２：利用準備／接続試験）

(3)　本番準備（A-17～A-20）

本番の準備ができましたら、本番環境及び自己情報取得 API の利用申請を行って下さい。

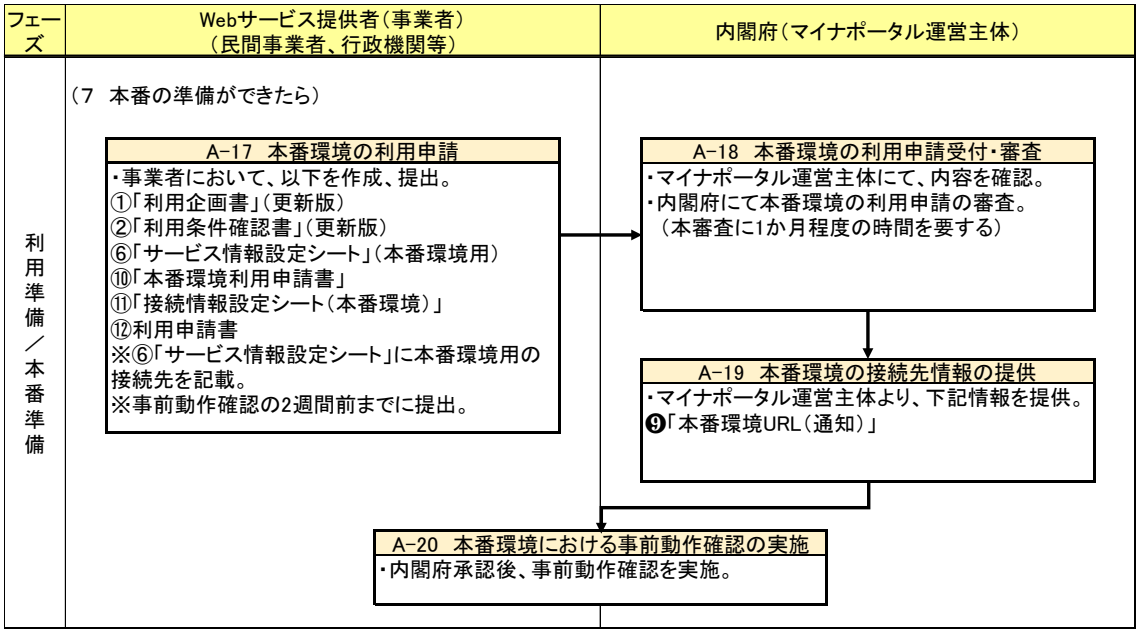

図 4.1-4 利用開始までのスケジュール（フェーズ２：利用準備／本番準備）

5. 自己情報取得 API 利用開始後の手続

自己情報取得 API を利用する Web サービス提供者の利用開始後の手続は、次のとおりです。

5.1. 利用内容を変更したいとき

利用申請書に添付した「利用企画書」及び「利用条件確認書」について、変更箇所が明瞭に分かるように加筆・修正を行い、打合せを申し込んで下さい。合意が取れた後の接続試験、本番準備は、利用開始時と同様です。

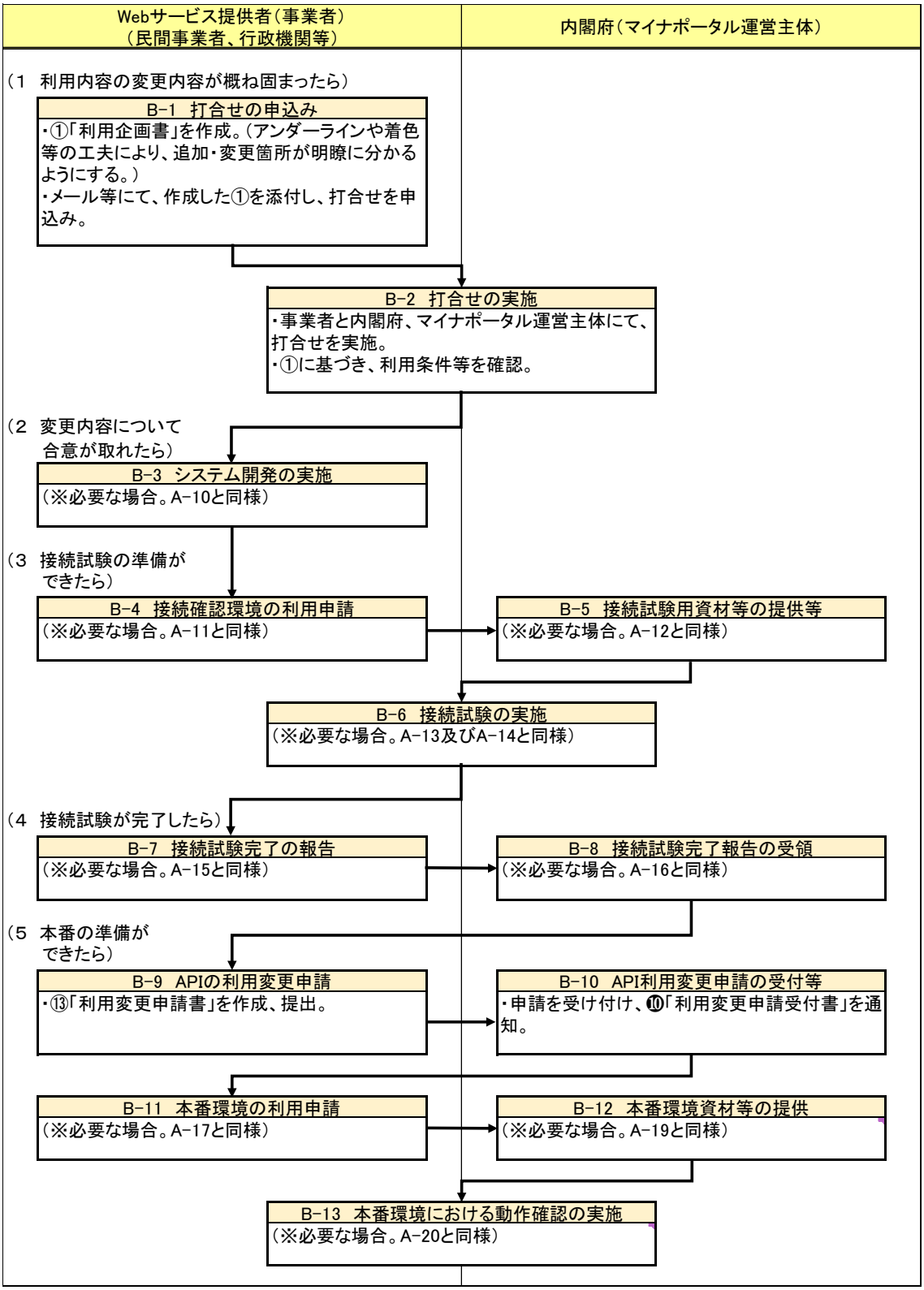

図 5.1-1 利用開始後のスケジュール（利用内容を変更したいとき）

5.2. 利用を停止したいとき

利用停止の時期等が概ね固まったら、届出をして下さい。

（原則として、利用停止予定日の２週間前までに、届出をして下さい。）

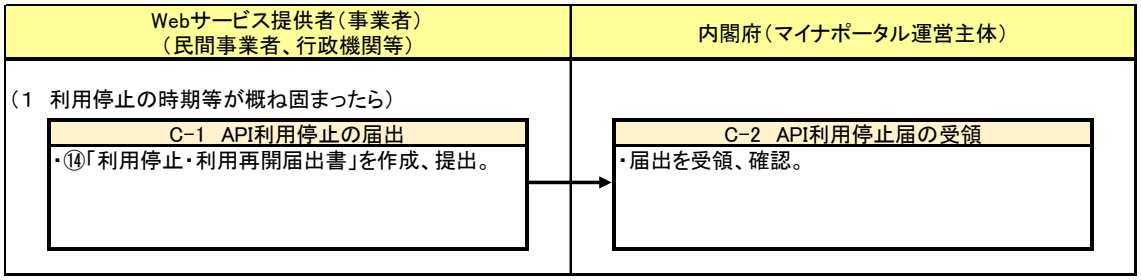

図 5.2-1 利用開始後のスケジュール（利用を一時停止したいとき）

5.3. 利用を再開したいとき

利用再開の時期等が概ね固まったら、届出をして下さい。

（原則として、利用再開予定日の２週間前までに、届出をして下さい。）

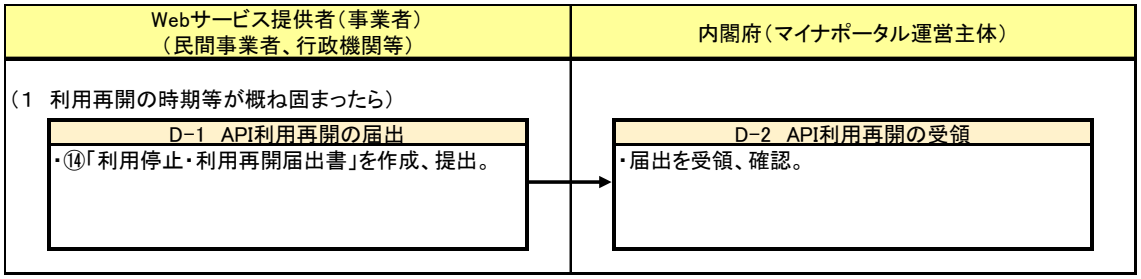

図 5.3-1 利用開始後のスケジュール（利用を再開したいとき）

5.4. 利用を終了したいとき

利用終了の時期等が概ね固まったら、届出をして下さい。

（原則として、利用終了予定日の２週間前までに、届出をして下さい。）

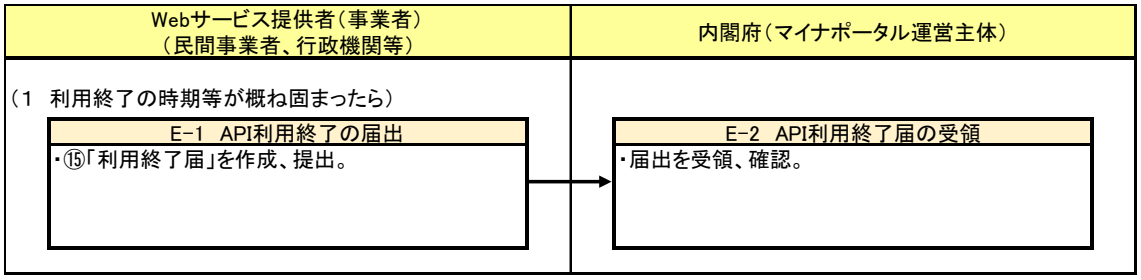

図 5.4-1 利用開始後のスケジュール（利用を終了したいとき）

6. よくあるご質問（Q&A）

詳細はマイナポータル API サイトを参照してください。
https://myna.go.jp/html/api/faq.html

ご質問につきましては、マイナポータル API サイトから、
問合せフォームを利用してお問い合わせ下さい。

マイナポータル　API サイト 問合せフォーム
https://faq.myna.go.jp/helpdesk?category_id=125&site_domain=default

（別添５）

マイナポータルＡＰＩ

利用規約

1.0版

令和２年７月27日

内閣府大臣官房番号制度担当室

改版履歴

項番	版数	改訂日	変更箇所	変更内容
1	1.0	R2/7/27	(新規)	-

マイナポータルＡＰＩ利用規約

（目的）

第１条　本利用規約は、内閣府大臣官房番号制度担当室が運営するマイナポータルにおいて提供するマイナポータルＡＰＩを利用するＷｅｂサービス提供者等が、マイナポータルＡＰＩを利用するに当たっての諸条件を定めることを目的とします。

（定義）

第２条　本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

一　マイナポータル　内閣府大臣官房番号制度担当室が運営するＷｅｂシステムであり、やりとり履歴、あなたの情報、お知らせの表示や子育てワンストップサービス等の各種情報提供、電子申請等のサービスを提供するものをいう。

二　自己情報　自己を本人とする個人情報をいう。

三　マイナポータルＡＰＩ　別表に掲げるマイナポータルが提供するＡＰＩであり、外部のＷｅｂシステム等が利用するものをいう。

四　Ｗｅｂサービス提供者等　外部のＷｅｂサービスを提供する者等であり、マイナポータルＡＰＩを利用する者又は利用しようとする者をいう。

五　Ｗｅｂサービス利用者　Ｗｅｂサービス提供者等のＷｅｂサービス等を利用する者をいう。

六　接続確認環境試験　Ｗｅｂサービス提供者等がマイナポータルの接続確認環境を用いてマイナポータルとの接続確認等を行う試験をいう。

七　本番環境試験　Ｗｅｂサービス提供者等がマイナポータルの本番環境を用いてマイナポータルとの接続確認等を行う試験をいう。

（事前打合せ）

第３条　Ｗｅｂサービス提供者等は、別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める様式により、マイナポータルＡＰＩの利用に係る企画書の案を作成して、内閣府大臣官房番号制度担当室に事前打合せの申込みを行うものとします。

２　Ｗｅｂサービス提供者等は、事前打合せにおいて、内閣府大臣官房番号制度担当室が定める様式又は方法により、以下の各号に掲げる事項を満たすこと又は行うことを明らかにするものとします。

一　役員若しくは担当部署責任者に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）の規定若

しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者がないこと。

二　取得しようとする自己情報について、本人同意を得た期間に限り保持し、及び本人同意を得た目的に限り利用し、並びにその機密性を維持すること。

三　別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める情報セキュリティ要求事項を遵守すること。

（仕様開示等）

第４条　Ｗｅｂサービス提供者等は、別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める様式により、マイナポータルＡＰＩの仕様書の開示申請を行うものとします。

（接続確認環境試験）

第５条　Ｗｅｂサービス提供者等は、別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める内容の接続確認環境試験を実施するものとします。

２　Ｗｅｂサービス提供者等は、別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める様式により、接続確認環境の利用申請を行うものとします。

（利用申込）

第６条　Ｗｅｂサービス提供者等は、第３条に規定する事前打合せを経て内閣府大臣官房番号制度担当室が承認したマイナポータルＡＰＩの利用に係る企画書を添付して、内閣府大臣官房番号制度担当室に利用申込を行うものとします。

（本番環境試験）

第７条　Ｗｅｂサービス提供者等は、本番環境における試験の必要があると認める場合には、別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める様式により、本番環境試験の申請を行うものとします。

（利用内容の変更）

第８条　Ｗｅｂサービス提供者等は、利用内容を変更しようとする場合には、

別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める方法により、変更内容を明らかにした資料を添付して、利用内容の変更申請を行うものとします。

（利用の停止・再開・終了）

第９条　Ｗｅｂサービス提供者等は、利用を停止、再開又は終了しようとする場合には、あらかじめ、別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める様式により、利用の停止、再開又は終了の届出を行うものとします。

（関係部局への情報提供）

第１０条　内閣府大臣官房番号制度担当室は、Ｗｅｂサービス提供者等が取得する自己情報を所管する部局その他の関係部局に対し、以下の各号に掲げる内容を提供することができるものとします。

一　第３条に規定する事前打合せの内容

二　第６条に規定する利用申込の内容

三　第８条に規定する利用内容の変更の内容

四　第９号に規定する利用の停止・再開・終了の内容

五　その他提供することが必要と内閣府大臣官房番号制度担当室が認める内容

（禁止事項等）

第１１条　Ｗｅｂサービス提供者等は、マイナポータルＡＰＩに関し、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

一　マイナポータルＡＰＩを本来の目的以外の目的で利用すること。

二　マイナポータルＡＰＩを利用してマイナポータルに不正にアクセスすること。

三　マイナポータルＡＰＩを利用してマイナポータルの運用及び管理を故意に妨害すること。

四　法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。

五　内閣府大臣官房番号制度担当室に提出する書類において虚偽の情報を記載すること又は内閣府大臣官房番号制度担当室に対して虚偽の情報を告知すること。

六　その他内閣府大臣官房番号制度担当室が不適切であると判断する行為をすること。

２　内閣府大臣官房番号制度担当室は、Ｗｅｂサービス提供者等が前項各号に掲げる行為を行った場合又は行うおそれがあると判断した場合には、当該W

ｅｂサービス提供者等に事前に通告することなく、マイナポータルＡＰＩの利用を停止させることができるものとします。

3　内閣府大臣官房番号制度担当室は、以下の各号に該当すると判断した場合には、Ｗｅｂサービス提供者等に事前に通告することなく、マイナポータルＡＰＩの利用を停止させることができるものとします。

一　第３条第２項各号に掲げる事項が満たされていないこと又は行われていないこと。

二　その他内閣府大臣官房番号制度担当室が本利用規約で定めるマイナポータルＡＰＩを利用するに当たっての諸条件が満たされていないこと。

4　内閣府大臣官房番号制度担当室は、前項の各号に該当しないことを確認する必要があると判断した場合には、Ｗｅｂサービス提供者等と協議の上、現地調査等を行うことができるものとします。

（知的所有権）

第１２条　マイナポータルＡＰＩ及びこれに関連する一切のプログラム又はその他の著作物（本利用規約、Ｗｅｂサービス提供者等に提供する文書等及び内閣府ウェブサイト等で公開する文書等を含む。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、内閣府大臣官房番号制度担当室に帰属します。

2　Ｗｅｂサービス提供者等は、マイナポータルＡＰＩ及びこれに関連する一切のプログラム又はその他の著作物を、以下の各号のとおり取り扱うものとします。

一　マイナポータルＡＰＩを利用するためにのみ使用すること。

二　内閣府大臣官房番号制度担当室の承諾なく、複製、解析、改変、編集、頒布等を行わず、又はリバースエンジニアリングを行わないこと。

三　営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与若しくは譲渡又は担保権の設定をしないこと。

四　内閣府大臣官房番号制度担当室又は内閣府大臣官房番号制度担当室が指定する者が表示した著作権表示若しくは商標表示を削除若しくは変更しないこと。

（免責事項）

第１３条　内閣府大臣官房番号制度担当室は、マイナポータルＡＰＩに関連してＷｅｂサービス提供者等に生じた損害およびＷｅｂサービス提供者等が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとします。

（本利用規約の変更）

第１４条　内閣府大臣官房番号制度担当室は、必要があると認めるときは、Ｗｅｂサービス提供者等に事前の通知を行うことなく、本利用規約を改正できるものとします。

２　本利用規約の改正を行った場合、内閣府ウェブサイトに掲載することにより公表するものとし、公表後直ちに効力を生じるものとします。

３　本利用規約の改正を行った場合、Ｗｅｂサービス提供者等は、改正後の本利用規約にしたがうものとします。

（準拠法及び合意管轄裁判所）

第１５条　本利用規約の準拠法は、日本法とします。

２　マイナポータルＡＰＩに関連して内閣府大臣官房番号制度担当室とＷｅｂサービス提供者等間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

（適用除外等）

第１６条　別表の項番１、２及び３並びに項番１０から１７までに掲げるマイナポータルＡＰＩについては、第３条第１項の規定を適用しないこととするとともに、同条第２項中「事前打合せにおいて」とあるのは「利用申込の際に」と読み替えるものとします。

２　別表の項番１、２及び３並びに項番１０から１７までに掲げるマイナポータルＡＰＩについては、第６条の規定にかかわらず、利用申込の際に企画書を添付することを要しないものとします。

３　別表の項番１０に掲げるマイナポータルＡＰＩについては、第５条及び第７条の規定を適用しないこととします。

別表（第２条第３号関係）　マイナポータルAPI　一覧

項番	名称	内容
1	シングルサインオン	民間事業者等のWebサービス（様々な機能を提供するインターネットを利用したサービスをいう。以下同じ。）の利用者が、開示システムにログインするだけで、同時に当該民間事業者等のWebサービスにもログインできるもの
2	民間送達サービス連携	民間送達サービスの利用者が、当該民間送達サービスで受け取った電子メール等の件名を、開示システムの画面で確認でき、かつ、確認した件名を押下すると、当該民間送達サービスの画面を表示し、電子メール等の内容を確認できることとなるもの
3	SNS連携	SNSの利用者が、当該SNSの画面上で開示システムの手続検索サービスを行うことができ、かつ、行った手続検索の結果を押下すると、開示システムの画面を表示し、電子申請を行うことができることとなるもの
4	自己情報取得	民間事業者等のWebサービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、開示システムから当該民間事業者等のWebサービスのシステムへ、自己情報（自己を本人とする個人情報をいう。）の提供を行うことができるもの
5	お知らせ情報取得	民間事業者等のWebサービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、開示システムから当該民間事業者等のWebサービスのシステムへ、当該利用者に係るお知らせ情報（行政機関等からの開示システムの利用者に対するメッセージであり、当該行政機関等から開示システムに送信され開示システムにおいて保有されるものをいう。）の提供を行うことができるもの
6	民間送達サービス保有情報取得	民間事業者等のWebサービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、民間送達サービスのシステムから開示システム

		を経由して当該民間事業者等のWebサービスのシステムへ、当該利用者に係る民間送達サービス保有情報（民間送達サービスが保有する情報をいう。）の提供を行うことができるもの
7	医療費情報取得	民間事業者等のWebサービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、社会保険診療報酬支払基金が運営するオンライン資格確認等システム（以下「確認等システム」という。）から開示システムを経由して当該民間事業者等のWebサービスのシステムへ、当該利用者に係る医療費情報の提供を行うことができるもの
8	薬剤情報取得	民間事業者等のWebサービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、確認等システムから開示システムを経由して当該民間事業者等のWebサービスのシステムへ、当該利用者に係る薬剤情報の提供を行うことができるもの
9	特定健診情報取得	民間事業者等のWebサービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、確認等システムから開示システムを経由して当該民間事業者等のWebサービスのシステムへ、当該利用者に係る特定健診情報の提供を行うことができるもの
１０	就労証明書様式取得等	民間事業者等のシステムの利用者が、当該民間事業者等のシステムの画面上の操作により、開示システムから当該民間事業者等のシステムへ、就労証明書の様式の取得を行うこと等ができるもの
１１	法人設立手続申請	民間事業者等のWebサービスの利用者が、当該民間事業者等のWebサービスの画面上の操作により、開示システムの法人設立ワンストップサービス（法人設立に関する手続をワンストップで行うことを可能にするサービスをいう。）に係る申請等を行うこと等ができるもの
１２	社会保険・税手続申請	民間事業者等のシステムの利用者が、当該民間事業者等のシステムの画面上の操作により、開示システムの社会保険・税手続ワンストップサービス（民

		間事業者等の従業員等に係る社会保険・税手続をワンストップで行うことを可能にするサービスをいう。）に係る申請等を行うこと等ができるもの
１３	電子申請等	民間事業者等のWebサービスの利用者が、当該民間事業者等のWebサービスの画面上の操作により、開示システムのぴったりサービス（地方公共団体の子育て等に関する手続の検索及び電子申請等を可能とするサービスをいう。）に係る申請等を行うことができるもの
１４	電子申請等情報受取等	民間事業者等のシステムが、地方公共団体からの委託等に基づき開示システムのぴったりサービスで受け付けた住民等の電子申請等情報を受け取り、これを地方公共団体に対して提供することができるもの
１５	健康保険証利用登録	民間事業者等のWebサービスの利用者が、当該民間事業者等のWebサービスの画面上の操作により、開示システムの健康保険証利用登録サービス（マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録を可能とするサービスをいう。）の利用者登録等を行うことができるもの
１６	利用者登録等	民間事業者等のWebサービスの利用者が、当該民間事業者等のWebサービスの画面上の操作により、開示システムの利用者登録等を行うことができるもの
１７	代理人設定	民間事業者等のWebサービスの利用者が、当該民間事業者等のWebサービスの画面上の操作により、開示システムの代理人設定を行うことができるもの